

2020年12月22日

お客様 各位

島根中央信用金庫

## 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けたお客さまに対する 「融資関連手数料免除」の延長について

平素は島根中央信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお客さまに対し、ご融資の返済条件変更にかかる手数料を免除する取扱いとしておりますが、足許での全国的な感染拡大の状況を踏まえ、免除期間を再度延長することと致しました。

また、当金庫では、全ての営業店に於いて「融資相談窓口」を設置し、地域金融機関として、引き続きお客さまの必要資金のご相談や、返済条件変更のご相談などに、迅速かつきめ細やかに対応してまいります。

### 記

#### 1. 事業性資金をご利用のお客さま

免除とする手数料	返済条件変更手数料 5,500円
	変更保証書発行手数料 1,100円 ※新型コロナウイルスの影響による工事の遅れにより、公共工事等金銭保証の保証期限の延長を行う場合。

#### 2. 住宅ローンをご利用のお客さま

免除とする手数料	返済条件変更手数料 5,500円
----------	------------------

#### 3. 免除とする期間

2020年5月7日(木) ～2021年3月31日(水)

以上

